

当院からのご案内

◆当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

■医療 DX 推進体制整備加算（医療 DX）第 1590 号

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様に質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

■歯科初診料の注 1 に規定する基準（歯初診）第 542 号

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■歯科外来診療医療安全対策加算 1（外安全 1）第 960 号

・当院では安全性の高いよりよい医療を提供し、患者様に安心して治療を受けていただくために、十分な装置・器具を有しております。

・自動体外式除細動器（AED）を設置しており、医療安全に配慮しています。

・医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。

・歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備しています。

・患者様の搬送先として下記の病院と連携し、緊急時の体制を整えています。

緊急時連絡先：山本病院

電話番号：047-341-3191

■歯科外来診療感染対策加算 1（外感染 1）第 960 号

当院では、院内感染対策管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

■在宅療養支援歯科診療所 2（歯援診 2）第 517 号

当院は訪問診療を行う上で、厚生労働省が求める基準を満たす診療所となっています。基準を満たした歯科医院は、従来の診療報酬に加えて一定の加算（割増）が認められておりますので、より安心・安全な訪問診療を受けていただけることが可能となり、また訪問診療体制設備への取り組みも積極的に行うことができるようになります。

■在宅医療 DX 情報活用加算（在宅 DX）第 212 号

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システム、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスによるオンライン資格確認により、在宅医療における診療計画の作成において、取得された患者様の診療情報や薬剤情報を活用することで、質の高い在宅医療を提供します。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認にご協力をお願いします。

■歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準（歯訪問）第 2028 号

在宅で療養している患者様への診療を行っています。

■有床義歯咀嚼機能検査 1 の口及び咀嚼能力検査（咀嚼能力）第 631 号

義歯を装着し咀嚼運動の測定のための分析装置を備えております。咀嚼機能の回復の程度等を総合的に評価し義歯の調整や指導管理を行っています。

■CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー（歯 CAD）第 1828 号

CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー(かぶせ物、詰め物)を用いて治療を行っています。

■クラウン・ブリッジの維持管理（補管）第 5271 号

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2 年間の維持管理を行っています。

■歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（歯外在Ⅰ）第 653 号

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。令和 6 年 6 月以降、患者様の診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ほんだ歯科医院 管理者：譽田 徹